

# 

**TOPIC** 

10月1日改正雇用保険法

#### スキルアップやリスキリングに取り組む労働者のために生活費を保障してくれます

「教育訓練休暇給付金」制度が新設されました。

この制度は、労働者の訓練・休暇期間中の生活費を 保障する制度です。

教育訓練休暇給付金は、業務に関連するスキル向上 を目的とした休暇取得に対して支給されます。 対象となるには、**事業主の承認と制度に沿った手続 きが必要です**。

▶厚生労働省ウェブサイト「教育訓練休暇給付金」

TOPIC

4月1日施行 次世代育成支援対策推進法

#### 一過性の取組ではなく、継続的な改善 プロセスが義務化となりました



「一般事業主行動計画」を策定・変更する際に 状況把握と数値目標設定が義務化され、実効性のあるPDCAサイクルの運用が求められています。

#### 次世代法におけるPDCAサイクルの具体的な流れ

Plan(計画)	現状把握と課題分 析、目標設定	例:男性育休取得率 ○%を目指す
Do (実行)	施策の実施	例:管理職研修、代替 要員の確保など
Check (評価)	実施状況の点検・評 価	例:取得率や残業時間 のデータ確認
Action(改善)	評価結果をもとに施 策や計画を見直す	例:目標の再設定、新 たな施策の追加など

「教育訓練休暇給付金」の支給対象となる休暇

※以下の全ての要件を満たす休暇が対象です。



就業規則や労働協約等に規定された休暇制度に基づく休暇



2

労働者本人が教育訓練を受講するため自発的に取得することを希望し、 事業主の承認を得て取得する 30日以上の無給の休暇

3

次に定める教育訓練等を受けるための休暇

学校教育法に基づく大学、大学院、短大、高専、専修学校又は各種学校 教育訓練給付金の指定講座を有する法人等が提供する教育訓練等 職業に関する教育訓練として職業安定局長が定めるもの (司法修習、語学留学、海外大学院での修士号の取得等)



TOPIC

健康保険の"130万円の壁"が緩和

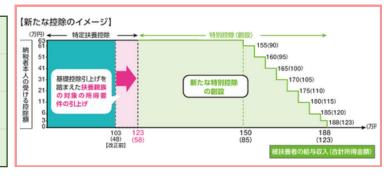
#### 扶養の大学生のお子様は150万円まで働ける ようになりました

2025年10月1日以降、19歳以上23歳未満の被扶養者認 定の要件が「**年間収入150万円未満**」に変わります。

※年齢要件(19歳以上23歳未満)は、

扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定

▶<u>扶養認定を受ける方(被保険者の配偶者を除く)が19</u> 歳以上23歳未満である場合の年間収入要件の取り扱いが 変わります。



### INTRODUCE 多言語対応コミュニケーションツール「翻訳サイネージ」紹介

職場に言葉の壁を作らない。40言語翻訳可能、画面上に複数言語を同時表示。 多国籍化する外国人との円滑なコミュニケーションをサポートします。 今回はグループ法人多言語ツールをご紹介します。



ご案内チラシ▶多言語での円滑なコミュニケーションを実現する「翻訳サイネージ™」

#### 

### みんなの知りたいこと、答えます。

## 育児休業等給付について



2025年4月1日より新たな給付金として

「出生後休業支援給付金」と「育児時短就業給付金」が創設されました。 従来からある育児休業等給付金と共にもう一度整理しておきましょう。

- ▶育児休業等給付の概要
- ▶育児休業給付金の回収事案も増えています。申請漏れがないかもご確認下さい。



Q

2025年4月1日新設の「出生後休業支援給付金」はどのような目的で創設され、どうすればもらえるのですか?

A

この制度は、共働き・共育ての推進と経済的な不安の軽減を目的としており、 **両親がともに育児休業を取得**した場合に支給されます。

特に男性の育児休業取得を促進することで、出産直後の母親を支えるため、父親の育児参加を経済的に後押しする制度です。



父親は子の出生後8週間以内、母親は産後16週間以内に、 両親ともに14日以上の「産後パパ育休」または「育児休業」を取得した場合

既存の育児休業給付金(休業前賃金の67%相当額)に上乗せして、 出生後休業支援給付金(休業前賃金の13%相当額)が、最大28日間支給されます。

※配偶者がいない、別居中、雇用される労働者でない場合などは 配偶者の育児休業等の取得要件はなくなります。

▶出生後休業支援給付の簡易診断(要件確認)ツール



**~Q** 

同じく2025年4月1日新設の「育児時短就業給付金」はどのような場合にもらうことができるのですか?



育児と仕事の両立を支援するために、育児中の柔軟な働き方として 時短勤務制度を選択しやすくすることを目的としております。

雇用保険の被保険者が2歳未満の子どもを養育するために所定労働時間を 短縮して働いている場合に支給される給付金です。

雇用契約書などで、育児目的で時短勤務していることが会社から証明されていることが必要です。



▶ 育児時短就業給付の内容と支給申請手続(2025年8月1日時点版)



いかがでしたか?

従業員の皆さまがより働きやすい職場環境で、長く就業いただけるよう このような給付制度を是非ご活用下さい。